

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条 例 名	施 行 日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村																
青森県	弘前市	弘前市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○		
青森県	むつ市	むつ市犯罪被害者等支援条例	令和3年10月22日	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-		
青森県	平川市	平川市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○		
青森県	藤崎町	藤崎町犯罪被害者等支援条例	令和4年9月16日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○		
青森県	大鰐町	大鰐町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-		
青森県	田舎館村	田舎館村犯罪被害者等支援条例	令和4年6月9日	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-		
青森県	板柳町	板柳町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○		

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。